

## 就労継続支援事業所の生産活動活性化支援事業補助金交付要綱

### (通則)

第1条 就労継続支援事業所の生産活動活性化支援事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)については、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、広島県補助金等交付規則(昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響を踏まえ、生産活動が停滞し減収となっている就労継続支援事業所に対し、その再起に向けて必要な費用を支援することによって、利用者の賃金・工賃の確保を図ることを目的とする。

### (交付の対象)

第3条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、生産活動収入が相当程度減収している就労継続支援事業所に対し、その生産活動の再起に向けて必要となる費用を補助する。

#### (1) 対象となる事業所

次のアからウのいずれの要件にも該当する就労継続支援A型又は同B型事業所(ただし、他の経営支援策(※1)を受けている場合は除く。)であって、所定様式(別記様式第1号)により生産活動収支の状況を報告した事業所とする。

ア 申請月(第5条第1項にある申請を行った月のことをいう。)において1人以上の利用者に対して障害福祉サービスを提供していること。

イ 平成30年4月10日付障発0410第1号「「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」の一部改正について」記1(5)にある(報告対象年度分の)工賃実績を県に報告していること。

ウ 次の(ア)又は(イ)の要件に該当すること。

(ア) 令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、1か月の生産活動収入が前年同月比で50%以上減少した月(※2、※3)(以下「対象月」という。)があること。

(イ) 令和2年1月以降、連続する3か月の生産活動収入が前年同期比で30%以上減少した期間(※4、※5)(以下「対象期間」という。)があること。

※1 持続化給付金、持続化補助金(小規模事業者持続化補助金)、家賃支援給付金その他本事業と支援内容が重複すると県が認める国の支援策その他県が実施する支援策のことをいう。

※2 事業開始後最初の生産活動収入が平成31年1月から令和元年12月の間に発生した事業所にあつては、当該月から令和元年12月までの月平均の生産活動収入と比べて50%以上減少した月のことをいう。

※3 事業開始後最初の生産活動収入が令和2年1月から令和2年3月の間に発生した事業所にあつては、令和2年4月以降の1か月の生産活動収入が、事業開始後最初の生産活動収入が発生した月から令和2年3月までの月平均の生産活動収入と比べて50%

以上減少した月のことをいう。

※4 事業開始後最初の生産活動収入が平成31年1月から令和元年12月の間に発生した事業所にあつては、当該月から令和元年12月までの月平均の生産活動収入に3を乗じた額と比べて30%以上減少した期間のことをいう。

※5 事業開始後最初の生産活動収入が令和2年1月から令和2年3月の間に発生した事業所にあつては、令和2年4月以降の連続する3か月の生産活動収入が、事業開始後最初の生産活動収入が発生した月から令和2年3月までの月平均の生産活動収入に3を乗じた額と比べて30%以上減少した期間のことをいう。

## (2) 対象となる費用

補助対象となる費用は、次に例示する費用など、生産活動の実施に必要な経費であつて、その存続、再起に向けて、就労支援事業会計（「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」の一部改正について（平成25年1月15日付社援発0115第1号厚生労働省社会・援護局長通知）別紙に示す会計処理のことをいう。）から支出すべき費用とする。

ア 生産活動を存続させるために必要となる固定経費等の支出に要する費用

イ 生産活動の再稼働等に係る設備整備のメンテナンス等に要する費用

ウ 通信販売、宅配、ホームページ制作等新たな販路拡大等に要する費用

エ 新たな生産活動への転換等に要する費用

オ 在庫調整等に要する費用や風評被害への対応等に係る広報活動に要する費用

カ その他生産活動の再起に向けて必要と認められる費用

2 前項の補助の対象となる事業所における補助の対象となる費用に対して他の寄附金、負担金及び補助金がある場合は、これらを控除した額を補助対象経費とするものとする。

## (交付額の算定方法)

第4条 補助金の交付額は、次に掲げる基準額と所定様式（別記様式第1号）による事業所からの申請額とを比較して低い方の額のうち、予算の範囲内で知事が必要と認めた額とする。ただし、複数の事業所を運営する法人においては、1法人当たりの上限を200万円とする。

### [基準額]

以下の算出式による算出額に応じ、下表のとおりとする。

### [算出式]

（第3条第1号ウ（ア）に該当する事業所の場合）

直前の事業年度の年間生産活動収入（※6）－（対象月の生産活動収入×12）

（第3条第1号ウ（イ）に該当する事業所の場合）

直前の事業年度の年間生産活動収入（※7）－〔（対象期間の生産活動収入÷3）×12〕

※6 ※2に該当する事業所にあつては、事業開始後から令和元年12月までの月平均の生産活動収入に12を乗じた額、※3に該当する事業所にあつては、事業開始後から令和2年3月の月平均の生産活動収入に12を乗じた額

※7 ※4に該当する事業所にあつては、事業開始後から令和元年12月までの月平均の生産活動収入に12を乗じた額、※5に該当する事業所にあつては、事業開始後から令和2年3月の月平均の生産活動収入に12を乗じた額

算出額	基準額
50万円以上	50万円
50万円未満	当該算出額

(交付申請手続)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業所は、補助金交付申請書（別記様式第1号）に係る書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 前項の書類の提出部数は1部とし、その提出期限は知事が別に定めるものとする。

3 複数の就労継続支援事業所を有する法人にあっては、県内に所在する事業所について事業所の指定権者が知事の場合は、一括して申請することができる。

(交付の条件)

第6条 規則第5条第1項及び第3項の規定により付する条件は次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（ただし、経費区分間の20%以内の変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ別記様式第2号による変更交付申請書1部を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (6) 知事は、前5号に定めるもののほか、補助金の交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

(補助金等の決定)

第7条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う調査により、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

2 知事は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合には、その条件を補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、前条の通知を受領した日から起算して10日以内とする。

(概算払)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払

請求書（別記様式第3号）を、別に知事が定める提出期限までに、知事に提出して行わなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、規則第12条の規定により補助事業が完了したときは、当該補助事業の完了した日から起算して20日を経過した日又は令和3年3月末日のいずれか早い日までに実績報告書（別記様式第4号）を知事に提出しなければならない。

2 概算払による補助金の交付を受けているときは、概算払精算書（別記様式第5号）を実績報告書に添付しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第11条 知事は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときには、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

（補助金の支払）

第12条 知事は、前条の規定により補助金の額を確定した時には、補助事業者に対し補助金を交付する。

（書類の保管）

第13条 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後10年間保管しておかななければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月31日から施行し、令和2年度の補助金から適用する。